

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定による保護停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年8月1日付けで行った保護停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当である旨主張する。

請求人は、求職活動や通院に本件バイクを利用しているのであるから、本件バイクを廃車処分すれば、請求人の求職活動や通院に支障をきたす。したがって、本件指示は、請求人の「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な」（法27条1項）ものとはいえず、違法である。とすると、請求人は本件指示に従う義務はないのであるから、その義務違反を理由とする本件処分は違法である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月10日	諮問
令和元年6月11日	審議（第34回第3部会）
令和元年7月26日	審議（第35回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基本原則

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法1条）。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。

#### (2) 被保護者に対する指導指示

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法27条1項）、被保護者は、これに従わなければならない（法62条1項）。なお、法27条1項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条2項）、被保護

者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないとされている（同条3項）。

法27条による指導指示は、口頭により直接被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的が達せられない等の場合は、文書による指導指示を行う。そして、被保護者が当該文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて後述の法62条により所定の手続を経た上で、当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととされている（以上、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11・2・(4)）。

### (3) 保護の停止

保護の実施機関は、被保護者が法62条1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条3項）とされ、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている（同条4項）。

なお、上記保護の実施機関の権限は、法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない（法施行規則19条）。

### (4) 原動機付自転車の保有について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-23（答）によれば、「総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。」とし、その要件として、「1 当該オートバイ等が現実に最低生活維持のために活用されており、処分するより

も保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。 2 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。 3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。 4 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。」を挙げている。

## 2 本件処分の検討

### (1) 本件指示について

法27条1項に基づく指導指示が、その内容において違法性を有する場合、被保護者は当該指導指示に従う義務（法62条1項）を有しないと解すべきである。そうすると、保護の実施機関による指導指示が違法なものである場合には、被保護者はこれに従う義務を負うものではなく、当該指導指示に従わなかったことを理由とする同実施機関による不利益処分は違法というべきである（静岡地裁平成26年10月2日判決・平成22年（行ウ）8号。「賃金と社会保障」1623号39頁参照）とされている。

以上を前提として、本件指示の適法性について検討する。

#### ア 手続に関する適法性・妥当性

事務所職員は、請求人に対し、平成28年頃から再三に渡り、本件バイクの保有は認められないため処分するよう口頭による指導指示を行ってきたこと及び請求人がこれらの指示に従わなかったことが、それぞれ認められる。その後、処分庁は、請求人に対し、文書による本件指示を行ったことが認められる。

このように、処分庁は、本件指示を行うに当たり、局長通知第11・2・(4)で定められている手順を尽くしていることから、本件指示に至る手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

#### イ 内容に関する適法性・妥当性

(ア) 一般に、原動機付自転車の保有を維持するためには、燃料代はもちろんのこと、自動車損害賠償責任保険及び任意保険等

の保険料、軽自動車税、整備費用等がかかるのであり、請求人が本件バイクを保有する場合も同様であるといえる。他方、請求人は、生活保護世帯として都営交通無料乗車券の交付を受けているのであるから、近隣のバス停から都営バスを利用することが可能であって、ハローワーク〇〇にもバスで費用をかけずに通うことができ、また、請求人宅の徒歩圏には、通院している病院や生活用品を購入できる店舗が複数あることが認められる。なお、請求人は、医師から、公共交通機関の利用は可能である旨の意見を得ていることが認められる。

したがって、請求人において、本件バイクを活用しなければ最低生活を維持することができないといった状況にはなく、他方で、本件バイクを保有すれば少なからず経済的支出を強いられるのであるから、バイク維持のための経費の捻出が可能であるとしても、本件バイクを保有している方が請求人の生活維持及び自立助長に実効があがっているものとは認められない。

(イ) 〇〇市の生活保護世帯において、自動車及びバイク等の保有が許可されているケースは10世帯（同市内全生活保護世帯の約0.8%。うち原動機付自転車の保有は4世帯）であるが、いずれも就労活用により被保護者の増収に寄与している場合又は障害・疾病により通院等に利用している場合に限定されている。また、請求人と同様に公共交通機関を使用できる被保護者については、原動機付自転車を処分させていることが認められる。

したがって、就労や疾病等の特段の事情がない請求人に対し、本件バイクの保有を認めた場合には、当該地域の他の被保護世帯との均衡を失することになるといわざるを得ない。

(ウ) また、請求人は、本件バイクに関する任意保険に加入していないことが認められる。

(エ) 以上のように、請求人の本件バイクの保有については、問答集問3-23（答）で求められている原動機付自転車の保有

要件を満たしていないと認められることから、本件バイクを処分することを内容とする本件指示は、請求人の生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要なものであり、その内容においても違法又は不当な点があるとは認められない。

## (2) 保護停止決定処分（本件処分）について

事務所職員は、請求人に対し、平成28年7月頃から断続的に、本件バイクを処分するよう指導指示を行っていたところ、請求人は、上述のとおり当該指導指示には従ってこなかったことが認められる。そして、上記(1)のとおり、書面による適法な本件指示を受けた請求人には、本件指示に基づく指示内容（本件バイクの処分）を履行する義務が生じたところ、請求人は、履行期限までに当該義務を履行していないことが認められる。そして、処分庁は、請求人に対し、本件処分をしようとする理由及び弁明の機会を与えることについて書面にて通知を行い、請求人に対し、実際に事務所において弁明の機会を与えたことが認められる。

したがって、処分庁は、本件処分を行うにあたり、上記1・(3)の法令等が求める手続を履行していることが認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張しているが、請求人は、本件バイクの保有と比べてより経済的な移動手段を利用できる環境にあり、都営バスを利用することで請求人の求職活動、通院を含めた日常生活に支障がないと認められることは上記2・(1)のとおりであるので、請求人の主張は採用することができない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)